



令和元年答申第1号

宮古島市長 下 地 敏 彦 様

答 申 書

令和元年9月30日

宮古島市行政不服審査会

会長 上 原 勇 幸



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第8条に基づく障害者自立支援給付費返還決定処分に係る審査請求（平成30年宮行審第2号）について（答申）

令和元年7月3日付（令和元年宮行審第1号）で諮問のあった件について、次のとおり、答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 平成30年2月6日、処分庁が審査請求人に対し実地指導監査を実施した結果、処分庁が審査請求人に対し給付した障害者自立支援給付費について、サービスを提供した日時、内容及び利用者がサービスを受けた旨の押印等を確認できる資料が設立時から確認できないとともに、審査請求人が国保連を通して提出した就労継続支援提供実績記録表と業務記録の内容が

一致していないことを確認した。また、調理員を配置せず、利用者1名に食事を作らせて提供して、食事提供加算給付を請求していたことを確認した。

2 平成30年8月6日、処分庁は、審査請求人に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第8条に基づき、平成25年12月の設立時から同29年12月の間において、業務日誌と請求内容が合致しない日及び記録がない日の就労継続支援B型サービスの給付及び送迎加算給付並びに設立当初からの食事提供加算給付について、審査請求人の請求に基づいて給付された給付金のうち762万5444円の返還を求める旨の決定をした（以下、「本件処分」という。）。

3 平成30年10月27日、審査請求人は、本件処分を不服として宮古島市長に対し審査請求をした（以下、「本審査請求」という。）。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 争点1（業務日誌と請求内容が合致しない日及び出欠の記録がない日の就労継続支援B型サービスの給付及び送迎加算給付。以下、「欠席者等へのサービスに対する給付」という。）について

審査請求人は、以下の（1）及び（2）を主な理由として、当該事業所を欠席した利用者宅を訪問し、安否確認を行い、弁当を届ける等の行為は、就労継続支援B型サービスにあたるとして同サービス給付及び送迎加算給付を請求したことは、正当であると主張する。

（1）欠席者への弁当支給を含めた生活支援は、障害者総合支援法の規定する就労継続支援に適合した福祉サービスであり、かつ、B型事業指定申請時に沖縄県から認可を受けた福祉サービスであり、当該事業所の利用者にとっても、安心した日常生活を保ち、生産活動に向かうための大切な

福祉サービスでもある。

(2) 当該事業所運営規程には、具体的な B 型事業の福祉サービスがあげられており、沖縄県に申請して認証を受けているのであるから、欠席時の安否確認及び弁当支給等のサービスは、当該事業所運営規程中 (イ) 食事の提供、(ケ) 生活相談、(コ) 健康管理、(サ) 訪問支援等にあたり、明らかに就労支援事業の一環としての福祉サービスである。

2 争点 2 (事業所の職員として調理員を配置せず、食事を利用者に作らせて提供して請求した食事提供加算給付。以下、「食事提供加算給付」という。) について

審査請求人は、生活支援員と調理員を兼務させることができる旨を沖縄県障害福祉課へ電話で確認していること、また、食事提供加算申請書類は生活支援員名で申請しているが受理されていること、更には、生産活動としての食事提供の仕事は、自立支援のための知識と技能の向上を図る B 型事業に適法すること等を理由として、食事提供加算の対象となるかは適切な判断を要するが、職員指導による福祉利用者の食事作りは B 型支援事業の生産活動として認められるものであり、食事提供及び労力に関わる食事提供加算の請求は妥当である旨を主張する。

第 4 処分庁の主張の要旨

1 争点 1 (欠席者等へのサービスに対する給付) について

就労継続支援 B 型サービス給付費を請求する要件として、障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項において「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」と規定されている。

また、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当

障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）の第二の3（5）②⑩において「利用者を通所させて就労継続支援 B 型を提供した場合」とされている。

そもそも、欠席者への訪問支援等については、訪問支援加算及び欠席時対応加算によって対応し、その給付を請求すべきである。

以上より、審査請求人の行った欠席した利用者宅の訪問等は、利用者を通所させ、かつ、生産活動その他の活動の機会の提供とは言い難く、就労支援 B 型サービス給付費を請求する要件を満たさない。

なお、欠席者への食事の提供に基づく給付及び加算は対象とならないことは、厚生労働省平成19年12月19日付「障害福祉サービスに係る Q&A（指定基準・報酬関係）VOL2」において問9として、食事提供加算について「本体報酬が算定されている場合のみに請求が可能」と記載されており、欠席者への弁当の配布等は加算の対象とはならないことは明らかである。

2 争点2（食事提供加算給付）について

食事提供加算の請求については、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第14条第7項において、「指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準外等就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準外等就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において食事の提供を行った場合」であることが要件とされている。審査請求人の事業所においては、県に届け出た調理員は存在せず、実際に調理を担当する者はサービス利用

者であるから、審査請求人において食事提供加算の請求要件を満たしていない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書は、次の理由により、「本件審査請求は棄却されるべきである。」としている。

2 本件に係る関係法令等について

(1) 障害者総合支援法第1条

障害者総合支援法第1条は、同法の趣旨について、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすると規定している。

(2) 同法第1条の2

同法第1条の2は、その障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援について、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって別け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるこ

とにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないと規定している。

(3) 同法第5条第14項

同法第5条第14項において、「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。と規定している。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10

同規則第6条の10は、上記(3)を受けて、法第5条第14項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とすると規定し、同2号において、就労継続支援B型について、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援と規定している。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準第14条第7項

同基準第14条第7項は、食事提供体制加算として30単位とするとし、「注」記として、低所得者等であって就労継続支援B型計画等により

食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準外等就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準外等就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるまでの間、1日につき所定単位数を加算すること、と規定している。

- (6) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準外等障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施条の留意事項について

同留意事項の第二の 3 (5) ②は、そのサービス費の算定について、就労移行継続支援 B 型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援 B 型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援 B 型を提供した場合（特定旧法受給者に限る。）に、当該指定就労継続支援 B 型事業所における人員配置に応じ、算定する旨を規定している。

3 争点に関する判断について

- (1) 争点 1（欠席者等へのサービスに対する給付）について

上記 2 (6) によれば、就労移行継続支援 B 型サービスへの給付については、利用者を通所させて就労継続支援 B 型サービスを提供した場合において、当該指定就労継続支援 B 型事業所における人員配置に応じ、算定する旨が記載されており、欠席者へのサービス提供、業務日誌と請求が一致しない日及び出欠記録がない場合には、利用者が通所している

及び送迎加算給付を請求し、同請求に基づいて宮古島市から障害者自立支援給付費として請求に応じた給付がなされていた。

(3) 審査請求人は、調理員を配置せず、事業所利用者1名に食事を作らせ提供していたが、これに対して食事提供加算給付を請求し、同請求に応じて宮古島市から障害者自立支援給付費として請求に応じた給付がなされていた。

(4) 審査請求人は、平成26年4月に利用者に対する訪問支援加算、同年6月に利用者に対する欠席時対応加算、同年9月に利用者に対する欠席時対応加算等の給付請求を行っていた。

(5) 審査請求人は、食事提供体制加算に係る体制について、調理員は非常勤1人と届け出ていた。もっとも、審査請求人において非常勤は生活支援員しか存在しなかったが、調理を行うのは利用者であった。

2 争点

本件審査請求の争点は以下の3点であると思料するので、以下、検討する。

(1) 争点1 (欠席者等へのサービスに対する給付) : 審査請求人が、欠席者に対し、当該欠席者宅を訪問し安否確認を行い、弁当を届けていたことが、就労継続支援として給付及び送迎加算並びに食事提供加算の対象となるか。

(2) 争点2 (食事提供加算) : 審査請求人が、調理員を配置せずに利用者の1名に食事を作らせて食事を提供していたことが食事提供加算の対象となるか。

(3) 争点3 (法第8条該当性) : 審査請求人が「偽りその他不正な手段により自立支援給付を得た者」に該当するか。

3 争点1 (欠席者等へのサービスに対する給付) について

欠席者に対し、当該欠席利用者宅を訪問し安否確認を行い、弁当を届け

たことが就労継続支援として給付及び送迎加算並びに食事提供加算の対象となるか。

上記第5、2(6)によれば、就労継続支援B型サービスとして、給付対象となるのは、事業所に通所している利用者に対するサービスであることは明らかである。他方で、欠席者への訪問等による支援については訪問支援加算や欠席時対応加算が予定されているのであり、欠席者への訪問等の支援ないし対応が就労継続支援B型サービスの給付対象とならないことは明らかである。

よって、欠席者に対し、当該欠席利用者宅を訪問し安否確認を行うことは就労継続支援としての給付及び送迎加算の対象とはならない。なお、欠席者への弁当を届けることは、サービス本体への報酬が算定されないのがあるから、食事提供加算とはならないし、後記4のとおり、審査請求人における食事の提供はそもそも食事提供加算の対象ではない。

4 争点2(食事提供加算給付)について

事業所の職員として調理員を配置せず、利用者1名に食事を作らせて食事を提供した場合に食事提供加算の対象となるか。

この点、審査請求人は、調理員を配置せず、利用者1名に食事を作らせて食事を提供していたことは認めるものの、調理員の役割を生活支援員が担うことが可能であり、かつ、利用者の生産活動として食事作りを行うことは可能であることから、かかる体制も食事提供加算の対象であると主張する。

しかし、そもそも、食事提供加算は、上記第5、2(5)で述べたとおり、「事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等」の例示のもと、「事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして」「届け出た事業所において食事の提供を行った場合」に認められる。

これを審査請求人についてみると、審査請求人は、調理員として生活支援員が兼務していると主張し、かつ、生活支援員ではなく利用者に食事を提供させていたのであり、実質的に調理員を配置しておらず上記に該当せず、かつ、上記の例示と同視できる場合でもなく、かかる場合に食事提供加算を行うことは事業所が食事提供体制を整えた場合に加算をしている給付の趣旨にも適合しないことは明らかである。又、食事提供に係る人員配置として調理員につき非常勤 1 人と記載して届け出ているのであり、生活支援員の指導の下で利用者が食事提供しているとしても単に指導指定だけの生活支援員が調理員に該当しないことも明らかであり、審査請求人の主張するような実態の場合に食事提供加算がなされないことを審査請求人も認識していたはずである。だからこそ、食事提供体制に係る人員配置で調理員として非常勤 1 人と記載していたといえる。

この点、審査請求人は、調理員の役割を生活支援員が担うことができることや利用者が生産活動として食事作りを行うことができることを沖縄県の福祉課等に確認済みである旨主張するが、食事提供加算の対象となるか否かとは別の問題である。

以上より、上記第 5、2（5）及び法の規定の趣旨によれば、調理員を配置せず、利用者に食事を作らせていた場合には、食事提供加算の対象とはならない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 争点 3（法第 8 条該当性）について

（1）争点 1（欠席者へのサービスに対する給付）については、審査請求人は、平成 26 年において、欠席者に対するサービスに対して訪問支援加算や欠席時対応加算の請求を行っていたのであり、欠席者への就労継続支援 B 型サービスに対する給付の請求ができないことを認識していたと認められるのであり、かかる認識の下で、いずれも本来対象ではない欠

席者に対するサービスの提供、業務日誌と請求が一致しない日、出欠の記録がない日についてもサービスの提供等について請求し給付を受けたのであるから、「偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者」に該当する。

なお、欠席時の就労継続支援 B 型の給付金請求に関し、業務日誌がない場合や出欠記録がない場合やその他内容が請求と整合しない場合については、後日提出された業務日誌等と請求の内容が整合しないことは、何らの根拠もないのに請求を行っていたことに他ならず、かかる請求によって給付を得た審査請求人は「偽りその他不正の手段により自立支援給付を得た者」に該当するといわざるを得ない。

(2) 争点 2 (食事提供加算給付) について、審査請求人は解釈の問題であると主張するが、上記 4 のとおり、文言及び法の規定の趣旨からも審査請求人はその請求についての要件を認識していたはずであり、食事提供体制加算に係る体制の届け出において、審査請求人の主張でも実際に食事提供する利用者を指導するに過ぎない生活指導員を調理員として非常勤 1 人と記載したのは虚偽の記載に他ならず、審査請求人はこれによって食事提供加算の給付を受けたのであるから、「偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者」に該当する。

(3) そもそも、審査請求人は、平成 29 年 10 月の実地監査まで、本来作成すべき所定の業務日誌等を作成しておらず、第三者には判別できない個人の手帳で管理していたと主張しており、その後に業務日誌等提出された書類によって利用者の欠席状況を判断せざるを得なかったのであり、審査請求人においては、作成が義務付けられている請求の基礎となる書類の作成等において自立支援給付制度に対する認識が極めて杜撰であったといわざるを得ない。

(4) また、処分庁は、欠席者へのサービスに対する給付のうち、訪問時加

算や欠席時対応加算による請求がなされていれば認められていた給付額についてはこれを控除し返還額を算出していることも妥当であるといえる。

6 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

7 結論

よって、本件審査請求には、理由がないと認められるから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

第8 審査会の調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり、調査審議を行った。

- 1 令和元年7月3日 諮問書の受理
- 2 令和元年7月22日 第1回調査審議（審査請求人、処分庁の事情聴取）
- 3 令和元年9月3日 第2回調査審議
- 4 令和元年9月17日 第3回調査審議（委員のみによる調査審議及び
答申案の最終確認）

以上